○財務省令第七十号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第六条の二第一項の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月三十日　財務大臣　麻生　太郎

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令の一部を改正する省令

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令（平成十六年財務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

九　所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定第二十一条6

附　則

この省令は、所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

○文部科学省令第三十号

私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十二条第五項及び第四十七条並びに私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第一条の二第二項第三号及び第四号の規定、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第六十五条の規定並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第四十七条の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則及び社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月三十日　文部科学大臣　松野　博一

私立学校教職員共済法施行規則及び社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令

（私立学校教職員共済法施行規則の一部改正）

第一条　私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「若しくは住所」を「、住所若しくは区別（法第二十二条第五項に規定する文部科学省令で定める者であつて、私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号。以下「施行令」という。）第一条の二第二項各号のいずれの要件にも該当しないものであるかないかの区別をいう。以下同じ。）」に改める。

第一条の二を第一条の二の七とし、第一条の次に次の六条を加える。

（賃金に相当するもの）

第一条の二　施行令第一条の二第二項第三号に規定する文部科学省令で定めるものは、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第十二条第五号ハに規定する厚生労働省令で定める賃金に相当するものとする。

（報酬の額の算定）

第一条の二の二　施行令第一条の二第二項第三号に規定する額は、加入者の資格を取得した日の現在の報酬の額をその支給される期間の総日数をもつて除して得た額の三十倍に相当する額とする。

（高等学校の生徒、大学の学生その他の文部科学省令で定める者）

第一条の二の三　施行令第一条の二第二項第四号に規定する文部科学省令で定める者は、厚生年金保険法第十二条第五号ニに規定する厚生労働省令で定める者とする。

（短時間労働者）

第一条の二の四　法第二十二条第五項に規定する文部科学省令で定める者は、加入者であつて、その一週間の所定労働時間が当該学校法人等に使用される通常の労働者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者をいう。以下この条において同じ。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条に規定する短時間労働者をいう。以下この条において同じ。）又はその一月間の所定労働日数が当該学校法人等に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者であるものとする。

（特定学校法人等の該当の届出）

第一条の二の五　私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百九十四号。次条において「平成二十八年改正政令」という。）附則第三条第一項の規定により初めて同項に規定する特定学校法人等（以下この条及び次条第一項において「特定学校法人等」という。）となつた学校法人等は、当該事実があつた日から十日以内に、学校法人等の名称及び所在地並びに特定学校法人等となつた年月日を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

（特定学校法人等の不該当の申出）

第一条の二の六　平成二十八年改正政令附則第三条第二項ただし書の申出は、学校法人等の名称及び所在地並びに特定学校法人等に該当しなくなつた年月日を記載した申出書を事業団に提出することによつて行うものとする。

2　前項の申出書には、平成二十八年改正政令附則第三条第二項ただし書に規定する同意を得たことを証する書類を添えなければならない。

第一条の三中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　加入者の区別

第一条の三の二中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　加入者の区別

第三条の四第二項中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削る。

第三条の八第二項中「第一条の二」を「第一条の二の七」に改める。

第四条第一項中「私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号。以下「施行令」という。）」を「施行令」に改める。

第三十七条の三第一項中「第一条の二」を「第一条の二の七」に改める。

第三十九条中「様式第十一号」を「様式第十号」に改める。

様式第一号中

性　別
1．男
2．女

を

性　別	区別（1・2のいずれかを○で囲んでください）
1．男	1　通常の労働者として資格取得
2．女	2　短時間労働者として資格取得

に改める。